

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦及び子どもの医療費の一部を妊産婦本人又は子どもの保護者に助成し、経済的負担を軽減することにより、妊産婦又は子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくることを目的とする。

一部改正〔平成14年条例11号・19年31号・22年47号〕

(用語)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 妊産婦 妊娠中又は出産後から当該出産の日の属する月の翌月の末日までの者をいう。
- (2) 子ども 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (3) 保護者 子どもの親権者又は未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 医療費 医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要した費用（健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）をいう。
- (6) 自己負担額 医療費から医療保険各法に規定する保険の給付及びその他法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額をいう。
- (7) 食事療養標準負担額 医療保険各法に規定する入院時食事療養に係る食事療養標準負担額（健康保険法第85条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた額）をいう。

一部改正〔平成12年条例50号・56号・14年11号・18年57号・19年31号・22年47号・24年39号〕

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、柏崎市内に住所を有する**妊産婦**（以下「対象妊産婦」という。）又は**子ども（以下「対象児童」という。）の保護者**とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する対象妊産婦又は対象児童の保護者は、助成対象者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による**保護を受けている世帯に属する対象妊産婦又は対象児童の保護者**
- (2) 新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則（昭和62年規則第17号）の規定による医療費の助成対象となる対象妊産婦又は対象児童の保護者
- (3) 新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則（平成3年規則第13号）の規定による医療費の助成対象となる対象妊産婦又は対象児童の保護者
一部改正〔平成19年条例31号・22年47号・26年32号〕

(受給資格の登録)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより、速やかに受給資格の登録を市長に申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第5条 市長は、前条の申請者が受給資格を有すると認めるときは、助成対象者に受給者証を交付するものとする。

(助成対象期間)

第6条 医療費の助成対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 妊産婦 市長に妊娠届をした月の翌月の初日から出産した月の翌月末日まで
- (2) 子ども 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
全部改正〔平成21年条例27号〕、一部改正〔平成22年条例32号・47号・23年20号・24年39号・25年37号・26年32号〕

(助成)

第7条 市長は、対象妊産婦にあつては自己負担額から保険者が給付する附加給付額及び次の各号に規定する一部負担金を控除した額の半額を、対象児童にあつては自己負担額から次の各号に規定する一部負担金を控除した額を助成するものとする。

- (1) 医療保険各法の規定による「診察」、「薬剤又は治療材料の支給」、「処置、手術その他の治療」又は「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」の療養（第

3号に掲げる療養に伴うものを除く。)を受ける場合は、保険医療機関等(医療保険各法に規定する薬局を除き、同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は診療ごとに別な医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき530円(自己負担額が530円に満たないときは、当該自己負担額)とする。

(2) 医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等において前号に掲げる給付を5回以上受けるときは、同号の規定にかかわらず、5回目以降の同号の給付に係る同号の一部負担金の額は、0円とする。

(3) 医療保険各法の規定による「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」の療養を受ける場合は、保険医療機関等ごとに1日につき1,200円とする。

(4) 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合は、指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円とする。

2 市長は、対象妊産婦にあつては医療保険各法に規定する薬剤の支給に係る一部負担金を保険医療機関等ごとに支払った場合は、当該支払額の半額を助成するものとする。

3 市長は、対象妊産婦及び対象児童のうち、医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた者が第1項第3号に掲げる療養と併せて受ける入院時食事療養に係る食事療養標準負担額(対象妊産婦にあつては当該負担額の半額)を助成するものとする。

4 市長は、助成対象者が対象妊産婦又は対象児童の医療費につき、法令その他の規定により負担すべき額を支払った場合は、当該支払額から第1項の規定により算定した額を助成するものとする。

5 市長は、助成対象期間内に発生した天災その他不可抗力と認められる災害により一部負担金を負担することが困難と認められる助成対象者がある場合は、第1項の規定にかかわらず、対象妊産婦にあつては一部負担金相当額の半額を、対象児童にあつては一部負担金相当額を助成することができる。

6 市長は、対象児童に関し前項の規定に基づく助成を決定したときは、速やかに知事に報告するものとする。

一部改正〔平成12年条例50号・56号・14年11号・18年57号・19年31号・22年47号〕

(助成の申請)

第8条 この条例の規定に基づき医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。ただし、対象児童が前条第5項に該当しない場合で保険医療機関等(医科、歯科又は薬局に限る。)において療養を受ける場合には、受給者証を提示することにより申請を要しないもの

とする。

一部改正〔平成12年条例56号・19年31号・22年47号〕

(助成額の決定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに第7条に規定する助成額を決定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書による場合は、審査支払機関の通知により助成額を決定するものとする。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、助成対象者が第3者から当該助成に係る医療に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な行為により第7条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例の規定に基づき、昭和58年3月31日（以下「基準日」という。）までに受給資格の登録を受けた者（以下「旧登録者」という。）に対する取り扱いについては、次の各号に定めるものとする。

(1) 基準日以前に発生した療養の給付で、基準日の翌日以降に申請される医療費の助成については、昭和58年9月30日までは、なお従前の例による。

(2) 基準日の翌日以降に発生する旧登録者に対する療養の給付に関する医療費の助成については、対象妊産婦にあつては改正後の条例第7条第1項各号に規定する一部負担金を控除した額を助成するものとし、対象乳児にあつては同項の規定を適用するものとする。

(3) 旧登録者のうち国民健康保険の被保険者である対象妊産婦の助成申請については、改正後の条例第8条ただし書の規定を準用するものとする。

附 則（昭和60年6月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月27日条例第43号）

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（平成3年12月20日条例第33号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成5年7月1日条例第19号）

この条例は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成7年3月23日条例第13号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号。以下「法」という。）の施行前における医療保険各法に規定する看護の療養については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。

附 則（平成7年9月22日条例第37号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年6月20日条例第28号）

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第11号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月20日条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の新潟県柏崎市妊産婦、乳児及び幼児の医療費助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年8月28日条例第26号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第9号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号エの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第5号ニの規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年 3 月24日条例第11号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月21日条例第18号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第50号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。（後略）

附 則（平成12年12月21日条例第56号）

この条例は、平成13年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月22日条例第11号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月22日条例第57号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 6 月22日条例第31号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月19日条例第27号）

この条例は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 6 月23日条例第32号）

この条例は、平成22年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第47号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月22日条例第20号）

この条例は、平成23年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月21日条例第39号）

この条例は、平成24年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 6 月18日条例第37号）

この条例は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日条例第32号）

この条例は、平成26年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項ただし書の改正規定及び同条第 2 項を削る改正規定は、公布の日から施行する。